

団体医師賠償責任保険

保険期間

2024年8月15日
午後4時から1年間

中途加入も受け付けて
います。

一斉募集 のご案内

20%^{団体割引}適用

申込み期限

7月5日^金

ご加入いただく方

① 医療施設の開設者の方 診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院開設者の方

② 勤務医師・研修医師の方 … 勤務医師賠償責任保険 と 研修医師賠償責任保険
をご用意!!

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」と「医療施設特約条項」をセットした、医師の皆さまのための保険です。
勤務医師・研修医師の方がご加入の場合は「医療施設特約条項」は対象とはなりません。

この保険は…

医療行為に起因する事故

医師特約条項

医療施設内での事故

医療施設特約条項

をセット!!

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において行った医療上の過失によって、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。



保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体障害や財物損害が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。



医師特約条項

医療施設特約条項

追加できる
オプション
も充実!!

医療施設特約条項に関わる主な事故例

- 診療所・病院で出火し入院患者が死亡した!
- 煮沸器の熱湯をこぼし患者がやけどした!
- 待合室等の天井が落下し見舞人がケガをした!
- 診療所・病院の給食で、入院患者が食中毒を起こした!

など

お支払いする保険金は…

1. 医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金
(治療費、休業損失、慰謝料など)
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て
支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

2. 医療施設特約条項

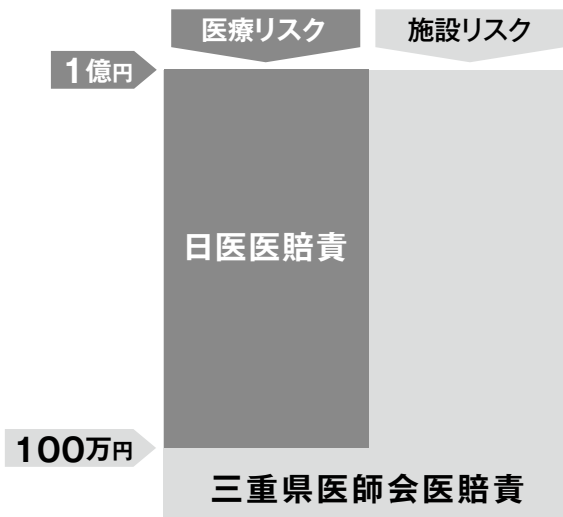
- ①法律上の損害賠償金
 - 身体賠償事故の場合…治療費、休業損失、慰謝料など
 - 財物賠償事故の場合…修理費、再調達費など
 - 人格権侵害事故の場合…慰謝料など
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て
支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

この「団体医師賠償責任保険」は、三重県医師会が保険契約者となり、
会員の皆様にご案内している保険です。



日医の医賠償保険と 三重県医師会の医賠償保険の関連

- 日医の医賠償保険は医療行為の対人事故についてのみ補償するもので、
自己負担額が100万円となっています。
- 三重県医師会の医賠償保険は、日医の自己負担額100万円までの部分を補うもので、
いわば下支え的な位置付けです。
- 更に、三重県医師会の医賠償保険は**施設事故**も補償されます。
(日医の保険では、施設事故への補償はされません)
- 上述の基本補償に加え、種々のオプションを準備しています。



公益社団法人 三重県医師会

お問い合わせ先

取扱代理店

有限会社ミック三重

〒514-0003 津市桜橋2丁目191番4
TEL 059-246-0010 FAX 059-246-0011
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 三重支店 法人支社

〒514-0004 津市栄町3丁目115
TEL 059-226-5161 FAX 059-226-5165
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

※このご案内は概要です。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SJ24-00722 (2024年4月18日承認)